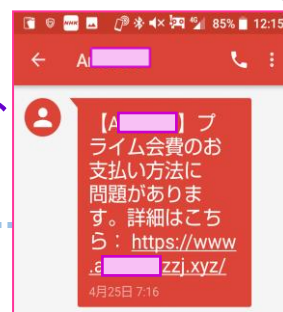


心当たりのない請求が届いた！ フィッシング詐欺に遭っているかも！！

クレジットカード会社やショッピングサイトから「カード情報の更新」を要求するメール（Eメール・SMS）が届いたら、それは「フィッシング詐欺」かも知れません。フィッシング詐欺は年々増加傾向にあります。事例とアドバイスを参考に注意してください。

※フィッシング詐欺：実在する金融機関になりすましてメールを送り、偽サイトに誘導し、個人情報・クレジットカード情報や口座情報を騙し取り悪用する行為や手口



【 事例 】

いつも利用している大手ネット通販サイトからSMSでメールが届いた。「〇〇プライムの支払い方法について問題があります。至急、個人情報を更新してください。A〇〇〇アカウントサービス」とあり、この下にサイトのURLが添付されていた。URLを開き、個人情報とクレジットカード番号を入力した。翌月、クレジットカードの利用明細書に身に覚えのない高額請求が入っていた。

【 アドバイス 】

1 フィッシング詐欺に遭わないために

- 個人情報やクレジットカードの番号等の入力を急がずメールは、不審に思い立ち止まる。
- 届いたメール、URLが本物か確認する。

※公式サイト、企業HPとURL、連絡先が同じか確認しましょう。

2 フィッシング詐欺の被害に遭ったかも知れないと思ったら

- 情報を入力したクレジットカード会社に連絡する。（カードの利用停止願ひ・不正利用されていないか確認）

「おかしいな」「被害に遭ったかも」と思ったら、最寄りの警察や消費生活センターに相談しましょう。



給付金・助成金詐欺に注意しましょう！

国では「子育て世帯等臨時特別給付金」の支給が決まりました。これまで、給付金や助成金の支給が決定すると、必ずというほど関係機関を装った詐欺が発生しています。

詐欺に遭わないよう慎重に対応しましょう。



【事例】

携帯電話に、「子育て世帯等臨時特別給付金」を受け取るための申請代行者と名乗る人からのメールが届いた。給付金を振り込むために金融機関の口座番号と暗証番号を入力するよう求められている。詐欺ではないか。



【アドバイス】

- 給付金は申請をしなくても受け取れます。
- 受給にあたり、手数料の振込を求められることはありません。
- メールを送ったり、URLをクリックして申請する必要はありません。
- 総務省や市町村がATMの操作をお願いすることはありません。
- 少しでもおかしいと思ったら、すぐに市役所・町村役場、または消費生活センターに相談してください。

「消費生活出前講座」について

講師が地域へ出向いて、悪質商法や契約トラブルに関する相談事例の紹介、トラブルへの対処法など、消費生活に関する知識を分かりやすくお伝えします。費用は無料ですので、ぜひご利用ください。

※お申込みはホームページから依頼書をFAXする。まずはお電話でお問い合わせを。



1月・2月の無料法律相談会

1月 11日(火) 13:30~15:30

2月 8日(火) 13:30~15:30

業者との契約トラブルや借金問題などについて、弁護士による専門的なアドバイスを無料で受けることができます。秘密は守られますので安心してお申込みください。

【場所】 最上総合支庁

【時間】 お一人様30分となります

※ご希望の方は事前にお電話でご予約を。

最上消費生活センター TEL 0233-29-1370
FAX 0233-23-2605

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 (最上総合支庁1階)

《受付時間》月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

ホームページは「最上消費生活センター情報」で 

消費者ホットライン188で最寄りの消費生活センターにつながります。